


# 調布市立布田小学校校庭整備工事

図面リスト	
図面番号	図面名称
A-01	表紙・図面リスト
A-02	特記仕様書
A-03	案内図・配置図
A-04	求積図（既存芝生）
A-05	求積図（新設芝生）
A-06	求積図（校庭）
A-07	求積図（防草土・土系舗装新設）
A-08	勾配計画図
A-09	平面図（改修前）
A-10	平面図（改修後）
A-11	既存ポイント図
A-12	新規ポイント図
A-13	芝張替断面図
A-14	雑詳細図（1）
A-15	雑詳細図（2）
A-16	樹木図（改修前・改修後）
A-17	仮設計画図（参考）

設計図承認日：令和8年5月8日

件名	調布市立布田小学校校庭整備工事		
図面リスト	Non Scale	令和8年度 令和8年5月	No <b>A-01</b>
		 調布市総務部営繕課	

# 特記仕様書

## 第 1 編 共通事項

### 第 1 章 工事概要

- 1.1 工事件名 調布市立布田小学校校庭整備工事
- 1.2 工事場所 調布市染地 1丁目 1番地 8 5
- 1.3 工事内容
  - (1) 校庭の不陸整正及び表層改良
  - (2) 既存樹木の剪定
  - (3) その他改修工事

#### 1.4 工事週休 2日制の適用については以下による。

本工事は、現場閉所により実施する「週休 2日制工事」である。週休 2日 を前提に労務費を補正し、予定価格を算出しているため、週休 2日 が達成できなかった場合は労務費補正分を減額変更する。詳細は東京都「財務局「週休 2日促進工事」実施要領」及び「調布市週休 2日制工事実施要領（以下、「調布市要領」）」を参照すること。ただし、「調布市要領」における「経費」は「労務費」に読み替えるものとする。なお、交代制を行う場合は、着手日までに調布市へ必ず申し出ること。また、実施方式は途中で変更することはできない。この場合は、東京都「財務局「週休 2日交替制工事」実施要領」及び「調布市要領」を参照すること。  
なお、「調布市要領」は、調布市ホームページから、東京都財務局の各要領は、東京都財務局建築保全ホームページからそれぞれ入手できる。

- (1) 本工事は、猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

作業不能日数： 21日間

- (2) 上記(1)は、環境省が公表する「関東地方\_東京\_府中地点」における WBGT 値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）過去 5 年分（2021 年（令和 3 年）～2025 年（令和 7 年））について本工事の工期に対応する期間（「東京都の休日に関する条例」第 1 条第 1 項に規定する東京都の休日及び夏季休暇（3 日）を除く。）において、8 時から 17 時の間に WBGT 値が 31 以上となった時間を算定し、日数に換算したものの 5 年分を平均したものの。
- (3) 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する「関東地方\_東京\_地点」における WBGT 値が 31 以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が(1)の日数から著しく乖離した場合には受注者は発注者へ工期の延長に関する協議を申し出ることができる。

### 第 2 章 一般事項

調布市庁舎は、「ISO14001」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、調布市庁舎内の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。

この取組みには受注者の協力が不可欠であり、工事関係者の業務管理や施工管理などに当たっては、本制度の趣旨の理解に努め、地球環境保全に十分配慮するものとする。

#### 2.1 適用範囲

- (1) 本特記仕様書では、「令和 8 年版 東京都建築工事標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）に定めのない事項又はこれにより難い事項を定めている。本特記仕様書に記載されていない事項については、標準仕様書のとおり施工する。
- (2) 本工事は、設計図書に従い施工することとするが、設計図書に明示されていない事項であっても工事の性質上当然必要なものについては監督員の指示に従い施工する。
- (3) 本特記仕様書の各項目における○については、本工事において適用させるものであることを示す。
- (4) 設計図書の優先順位は、次のアからエまでの順番通りとする。

ア 質問回答書

イ 特記仕様書

ウ 設計図

エ 標準仕様書

#### 2.3 労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置等

- (1) 労働安全衛生法第 30 条第 1 項に規定する措置を講ずべき者として本工事の受注者を指名する。この場合における指名への同意は、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。
- (2) 上記の指名に基づき、労働安全衛生法に規定する次の事項を労働基準監督署長に報告した場合は、速やかにその写しを監督員に提出する。
  - ア 統括安全衛生責任者
  - イ 元方安全衛生管理者

#### 2.7 各種点検、調査、見学会等への協力

- (1) 監督員が所属する部の監督員以外の職員が、施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るために、各種点検、調査等を行う場合は、受注者はこれに立ち会い、協力しなければならない。
- (2) (1)の各種点検、調査等の結果に基づき、監督員から改善措置等の指示が出された場合は、速やかにその指示に従わなければならない。
- (3) 監督員が必要とする現場見学会等を開催する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。

#### 4.2 工事の施工に伴う光熱水費の取扱い

本工事の施工に伴う光熱水費の支払は、次による。  
○発注者の支給とする。

### 第 2 編 工種別事項

#### 第 1 章 総則

##### 第 1 節 一般事項

###### 1.1.3 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者

- (1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。
  - 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間。当該期間については、請負契約の締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。
  - 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間。当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。なお、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作が可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。
  - 工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）事務手続、後片付け等のみが残っている期間。

###### 1.1.4 官公署その他への届出手続等

工事の着手、施工又は完了に当たり、「労働安全衛生法」第 88 条第 1 項のほか、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等について十分調査の上、これを遅滞なく行う。

###### 1.1.8 書面の書式及び取扱い

受注者等が監督員に提出する工事請負契約関係の書面の書式、その提出部数等は、別に定める調布市総務部「請負者等提出書類処理基準及び請負者等提出書類処理要領」等による。ただし、これに定めのないものは、監督員の指示による。

### 第 2 節 工事関係図書

#### 1.2.1 実施工程表

- (4) 実施工程表は次のものを作成し、監督員に提出する。
  - 全体工程表、月間工程表、週間工程表

#### 1.2.4 工事の記録等

- (3) 工事記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影」（東京都財務局）による。また、工事記録写真撮影計画書の作成は、次による。
  - 作成する（1 部提出）

### 第 3 節 工事現場管理

#### 1.3.5 施工条件

- (2) 施工順序は、次による。
  - 図面による。
- (3) 工事用車両の駐車場所及び資機材の置き場所は、次による。
  - 図面による。
- (4) 施工条件は、次による。
  - 校庭整備工事の着手は、原則として、令和 8 年 6 月 16 日以降とすること。
  - 令和 8 年 10 月 30 日までに現場作業・機材の搬出・後片付け及び現場での検査を完了させ、引き渡しを行うこと。
  - 工事期間中は、生徒、施設利用者、職員、歩行者等に危害を与えないように事前に施工計画及び工程等の打ち合わせを行い、十分な安全対策を施すこと。
  - 工事に起因して損害等を生じた場合は、受注者の責任において復旧または、補償を行うこと。
  - 整理、清掃、後片づけはその都度行い飛散、転倒防止等、安全対策管理、事故防止に努めること。
  - 屋外等にある工事に支障となる既設用具は工事に支障のない位置に移動し、工事完了までに元の位置に戻すこと。
  - 樹木剪定は、基本剪定を標準とし、対象は図面による。
  - 学童への動線については、安全に通行できるよう整備及び区画を行うこと。区画についてはブラフェンス等、安全に児童が通行できるものとし、設置時間については、毎日 13 時以降程度とするが、詳細な時間については、工事着手後に、各施設側と協議すること。
  - 学校側のトイレを借用するため、工事関係者と明確にわかるよう腕章等を着用すること。
- (5) 次の建設機械には、低騒音型を用いるものとする。
  - ア バックホウ
  - イ クラムシェル
  - ウ トラクターショベル
  - エ クローラクレーン、トラッククレーン及びホイールクレーン
  - オ 油圧式杭圧入引抜機
  - カ アースオーガー
  - キ オールケーシング掘削機
  - ク アースドリル
  - ケ ロードローラー、タイヤローラー及び振動ローラー
  - コ アスファルトフィニッシャー
  - サ 空気圧縮機
  - シ 発動発電機
- (6) 次の建設機械には、低振動型を用いるものとする。
  - ア バイプロハンマー
- 1.3.7 施工中の安全確保
  - 交通誘導員及び警備員は、必要に応じて配置すること。
- (8) 高所作業においては、墜落制止用器具を使用すること。

###### 1.3.16 ディーゼル自動車の排出ガス規制

○環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。  
なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し又は提出すること。

### 第 4 節 材料

#### 1.4.6 アスベスト含有建材の取扱い

工事で使用する各種材料については、アスベストを含有する建材を使用しない。

### 第 6 節 施工

#### 1.6.7 排出ガス対策型建設機械

建設機械は、排出ガス対策型建設機械とする。（道路運送車両法による排ガス規制を受けている建設機械は除く。）

## 第 2 章 仮設工事

### 第 2 節 縄張り、遣方、仮囲い、足場等

#### 2.2.4 仮囲い等

本工事の施工に当たり、別途指示する位置に、次の仮囲いを設置する。  
○カラーコーン、コーンバー（必要に応じて）

## 第 3 章 土工事

### 第 1 節 共通事項

#### 3.1.2 災害及び公害の防止

- (1) 工事中は、異常沈下、法面の滑動等による災害が発生しないように、災害防止措置を講ずる。
- (2) 工事現場内外における土砂の運搬によるごぼれ及び飛散、排水による泥土の流出等を防止し、必要に応じて清掃及び水洗いを行う。
- (3) 掘削機械等の使用に当たり、騒音、振動等の工事現場内外への危害の防止及び周辺環境の維持に努め、必要に応じて適切な措置を講ずる。

## 第 4 章 地業工事

### 第 6 節 砂利、砂、捨コンクリート地業等

#### 4.6.3 砂利及び砂地業

- (1) 砂利及び砂地業の範囲及び厚さは、特記による。特記がなければ、厚さは 60mm とする。

## 第 21 章 外構工事

### 第 2 節 舗装工事

#### 21.4.4 運動施設

- (1) グランドの材料及び仕上げは、次による。
  - グリーンダスト：中目砂（7：3）（転圧後厚さ基板より 70mm）
- (2) 施工手順
  - ア 基板整正工：ブルドーザ、バックホウ（5t,3t）及び人力にて現況土を鈎取り、基板の不陸調整をし、同時に勾配を取り付け、3t タイヤローラー、ホイールローダで転圧する。
  - イ 表層土：グリーンダストと中目砂を 7：3 の割合でブルドーザ、バックホウ、ホイールローダ程度と人力により攪拌、敷き均し、3t タイヤローラー、ホイールローダで転圧調整並びに不陸調整する。
  - ウ 表層処理工：塩化カルシウム（国産品）を 1.2kg/m<sup>2</sup> 散布する。
- (3) その他
  - ア 現況土については、場外搬出とする。
  - イ 材料の搬入及び発生材の搬出は、4t 車とすること。

## 第 27 章 塗装改修工事

### 第 2 節 下地調整


#### 27.2.3 鉄鋼面の下地調整

鉄鋼面の下地調整の種別は RB 種とする。

件 名 調布市立布田小学校校庭整備工事

特記仕様書 Non Scale

令和 8 年度 令和 8 年 5 月 No

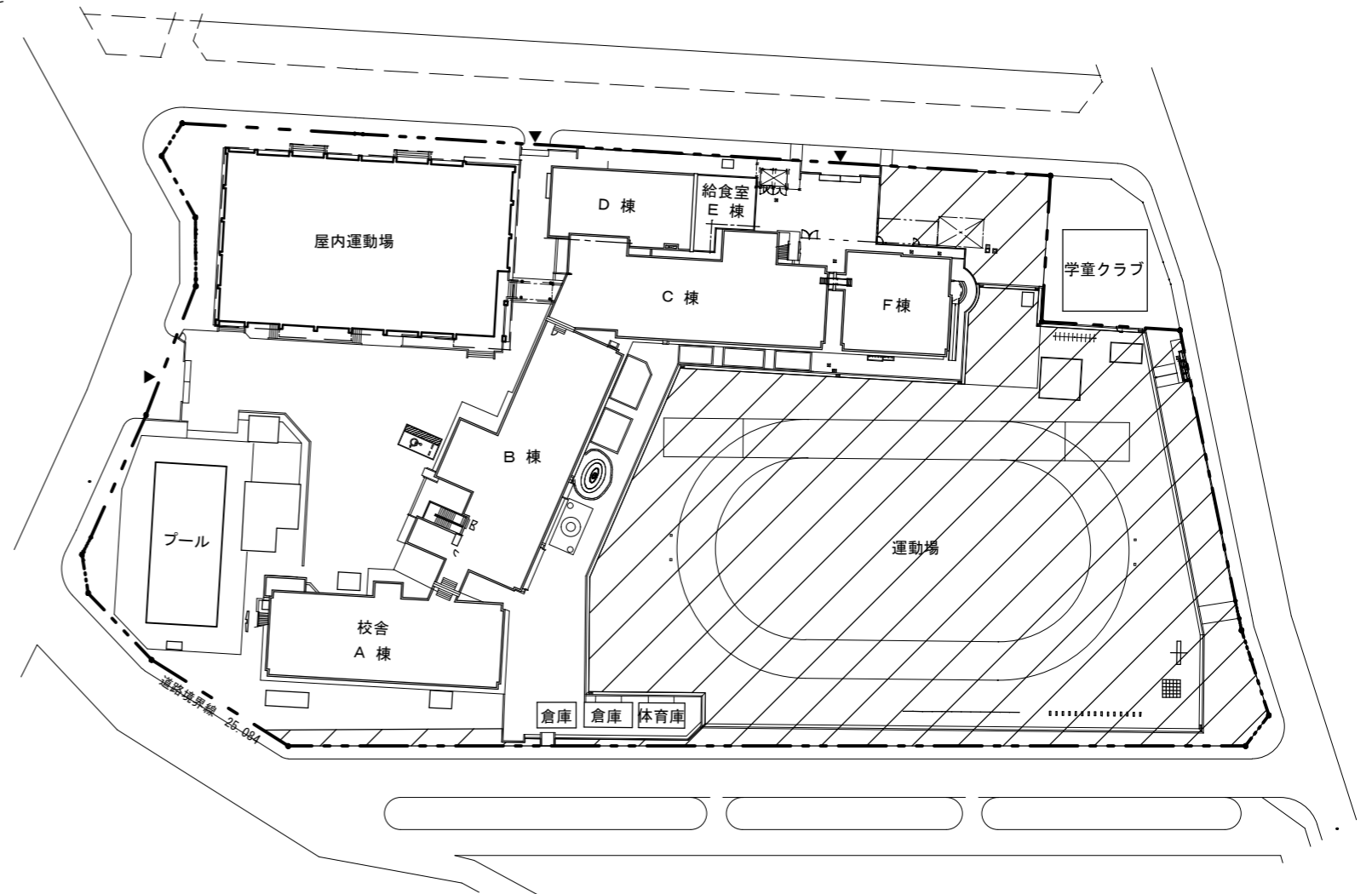
 調布市総務部営繕課

A-02



案内図 Non Scale

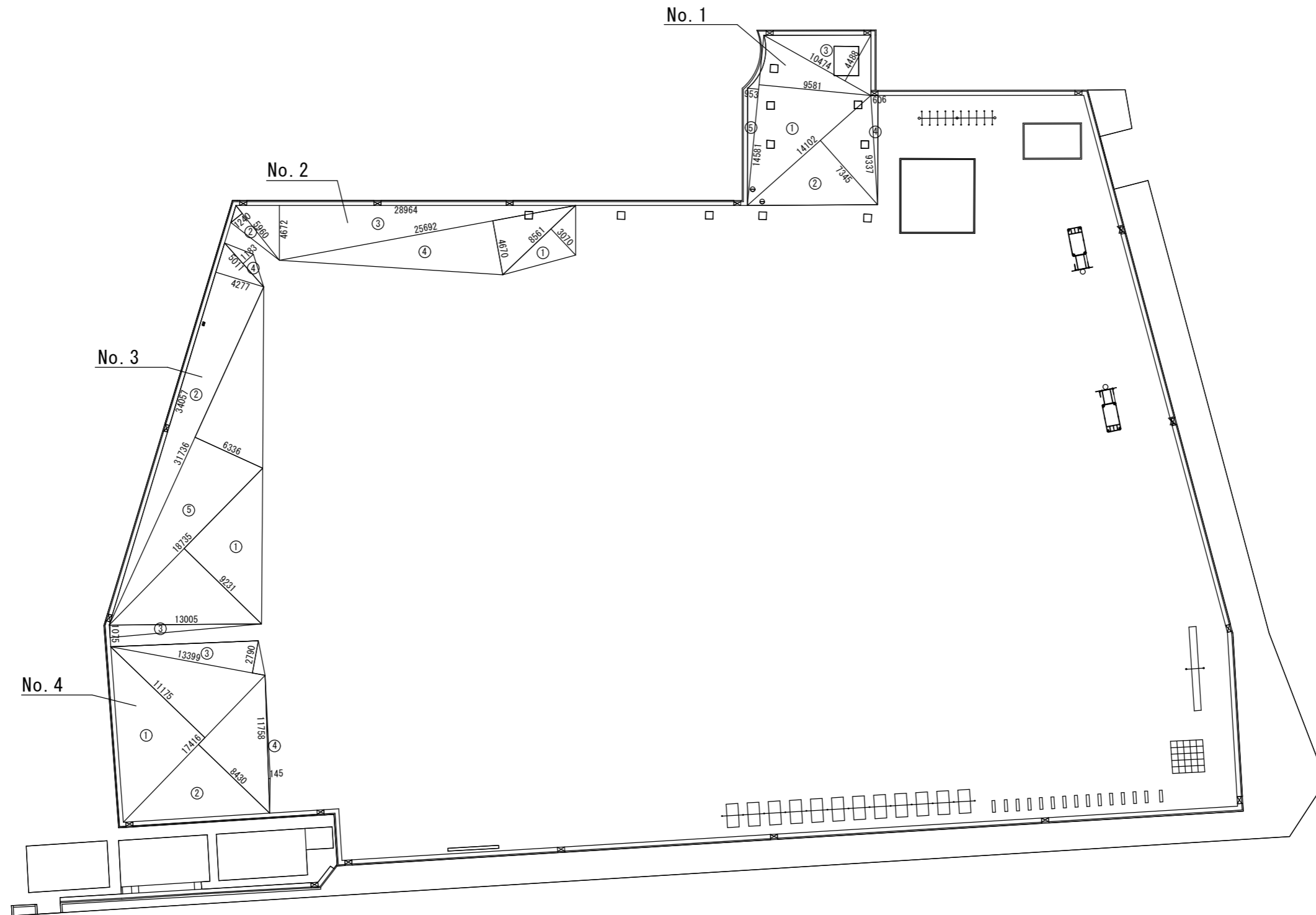
布田小学校  
住所：調布市染地1-1-85



配置図 S=1/1000

〰️工事範囲

件名	調布市立布田小学校校庭整備工事		
案内図	Non Scale	令和8年度 令和8年5月	No <b>A-03</b>
配置図	S=1/1000	調布市総務部営繕課	



求積図（既存芝生） S=1/400

No.	底辺	高さ	面積
1	14.581	9.581	139.700
2	14.102	7.345	103.579
3	10.474	4.488	47.007
4	9.337	0.606	5.658
5	14.581	0.953	13.895
合計			309.839
1/2			154.919
面積			154.919㎡
控除			
倉庫	2×2.5		5㎡
雨水樹	0.65×0.65×5箇所		2.1㎡
面積			147.819㎡

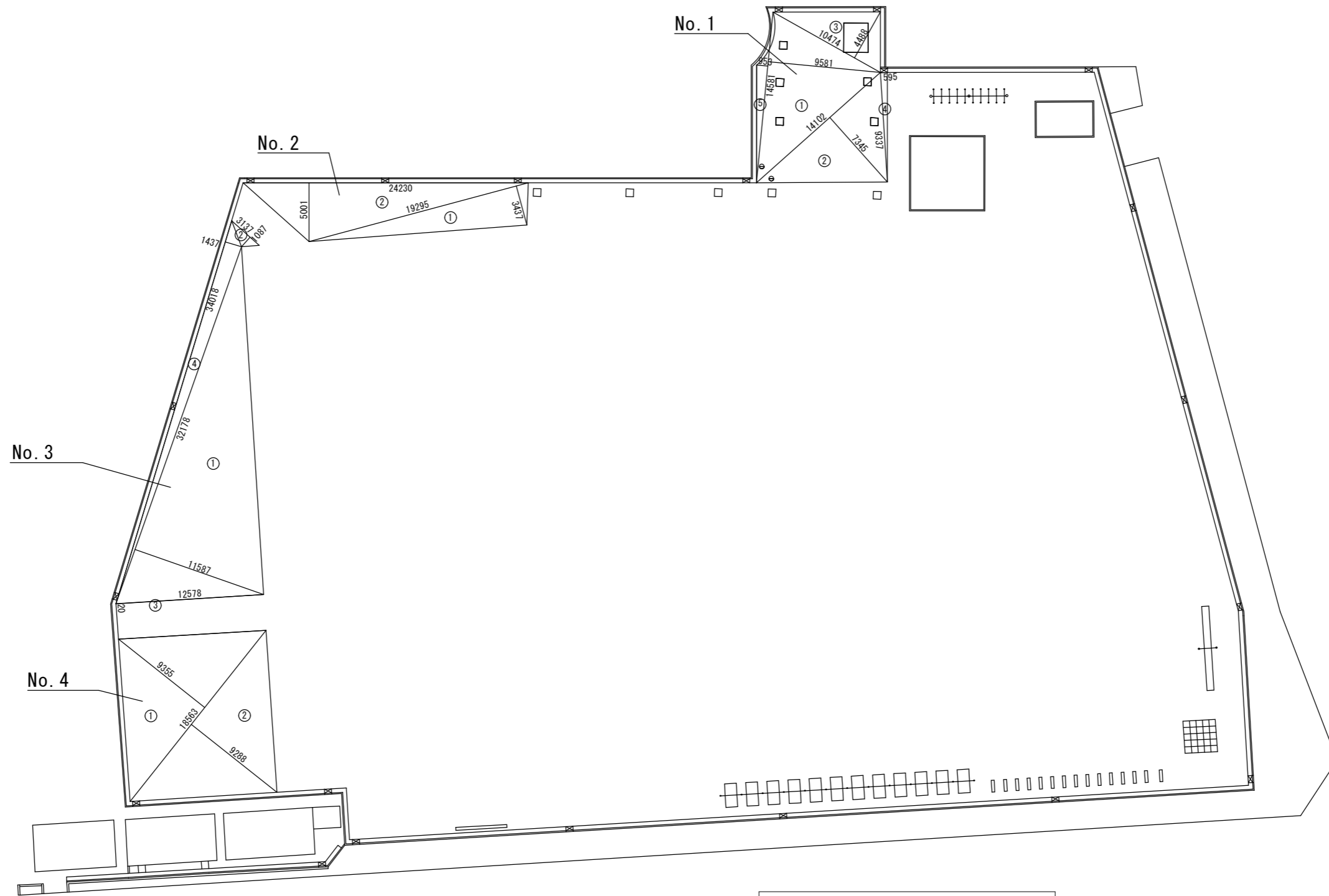
No.	底辺	高さ	面積
1	8.561	3.070	26.282
2	5.960	1.240	7.390
3	28.964	4.672	135.319
4	25.692	4.670	119.981
合計			288.972
1/2			144.486
面積			144.486㎡
控除			
雨水樹	0.65×0.65×1箇所		0.4㎡
面積			144.086㎡

No.	底辺	高さ	面積
1	18.735	9.231	172.942
2	34.057	4.277	145.661
3	13.005	1.075	13.980
4	5.011	1.183	5.928
5	31.736	6.336	201.079
合計			539.590
1/2			269.795
面積			269.795㎡

No.	底辺	高さ	面積
1	17.416	11.175	194.623
2	17.416	8.430	146.816
3	13.399	2.790	37.383
4	11.758	0.145	1.704
合計			380.526
1/2			190.263
面積			190.263㎡

合計面積	
No.	各面積
1	147.819
2	144.086
3	269.795
4	190.263
総面積 751.963㎡	

件名		調布市立布田小学校校庭整備工事	
求積図 (既存芝生)	S=1/400	令和8年度 令和8年5月	No A-04
		調布市総務部営繕課	



求積図（新設芝生） S=1/400

No.	底辺	高さ	面積
1	14.581	9.581	139.700
2	14.102	7.345	103.579
3	10.474	4.488	47.007
4	9.337	0.595	5.555
5	14.581	0.953	13.895
合計			309.736
1/2			154.868
面積			154.868㎡
控除			
倉庫	2×2.5		5㎡
雨水樹	0.65×0.65×5箇所		2.1㎡
面積			147.768㎡

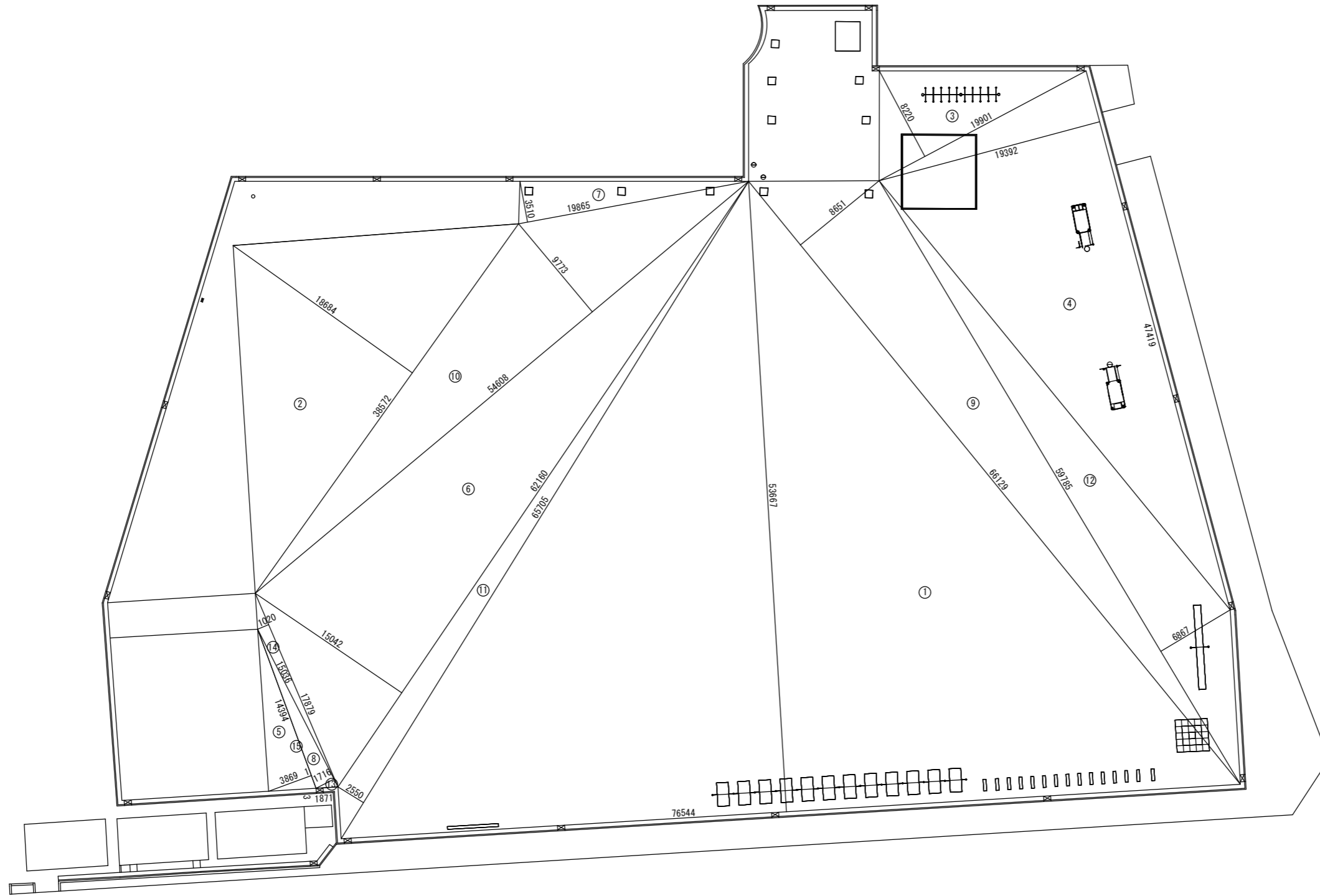
No.	底辺	高さ	面積
1	19.295	3.437	66.316
2	24.230	5.001	121.174
合計			187.490
1/2			93.745
面積			93.745㎡
控除			
雨水樹	0.65×0.65×1箇所		0.4㎡
面積			93.345㎡

No.	底辺	高さ	面積
1	32.178	11.587	372.846
2	3.137	1.087	3.409
3	12.578	0.020	0.251
4	34.018	1.437	48.883
合計			425.389
1/2			212.694
面積			212.694㎡

No.	底辺	高さ	面積
1	18.563	9.355	173.656
2	18.563	9.288	172.413
合計			346.069
1/2			173.034
面積			173.034㎡

合計面積	
No.	各面積
1	147.768
2	93.345
3	212.694
4	173.034
総面積	626.841㎡

件名		調布市立布田小学校校庭整備工事	
求積図 (新設芝生)	S=1/400	令和8年度 令和8年5月	No A-05
		調布市総務部営繕課	



求積図 (校庭) S=1/400

ダスト舗装範囲

No.	底辺	高さ	面積
1	76.544	53.667	4107.886
2	38.572	18.684	720.679
3	19.901	8.220	163.586
4	47.419	19.392	919.549
5	14.394	3.869	55.690
6	62.160	15.042	935.010
7	19.865	3.510	69.726
8	15.036	1.716	25.801
9	66.129	8.651	572.081
10	54.608	9.773	533.683
11	65.705	2.550	167.547
12	59.785	6.867	410.543
13	1.871	0.003	0.005
14	17.879	1.020	18.236
15	14.394	0.001	0.014
合計			8700.036
1/2			4350.018
面積			4350.018㎡
控除			
砂場	6.4×6.4=40.96		41㎡
雨水樹	0.65×0.65×5箇所		2.1㎡
面積			4306.918㎡

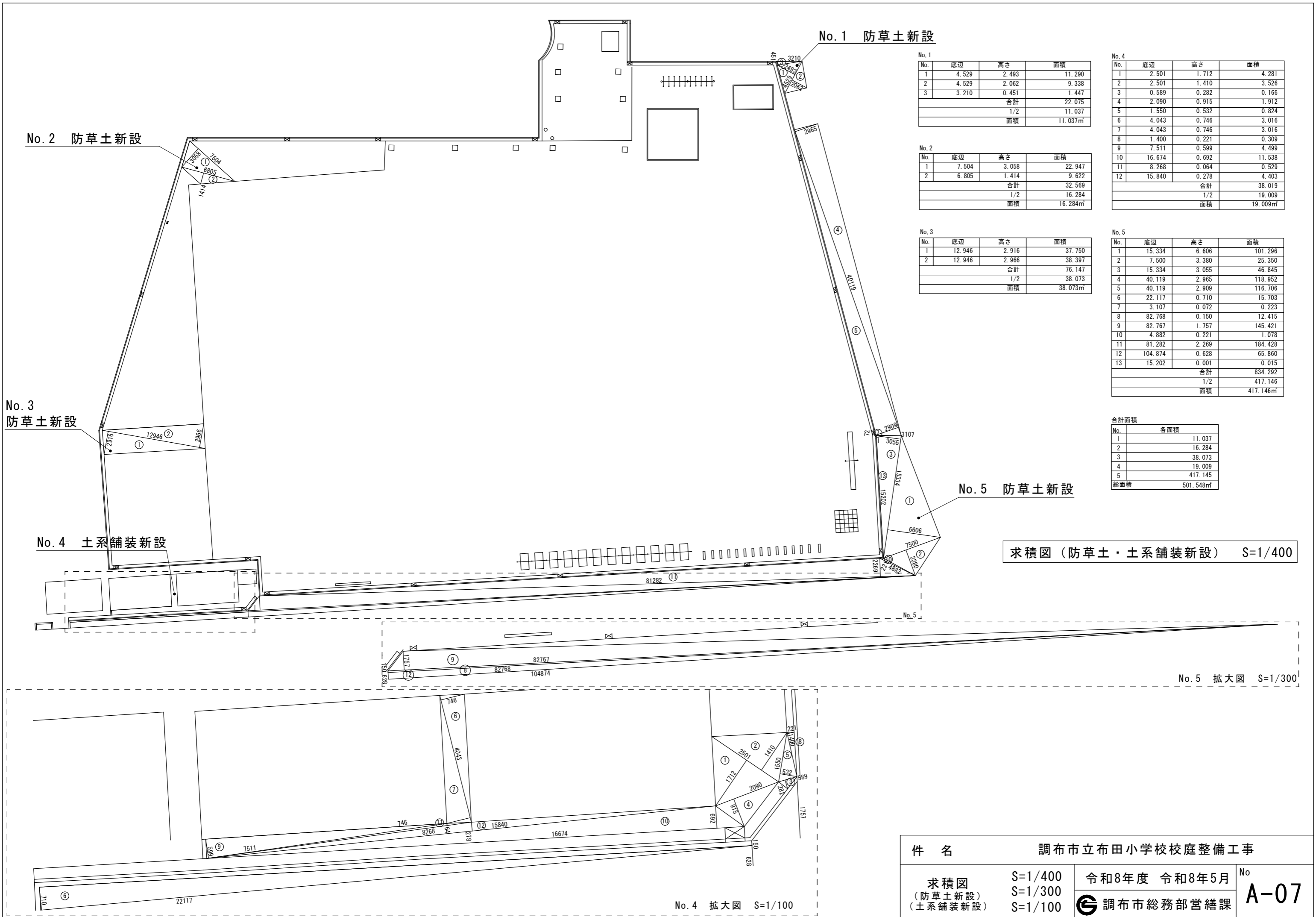
件名 調布市立布田小学校校庭整備工事

求積図 (校庭) S=1/400

令和8年度 令和8年5月

調布市総務部営繕課

No A-06



No. 1

No.	底辺	高さ	面積
1	4.529	2.493	11.290
2	4.529	2.062	9.338
3	3.210	0.451	1.447
合計			22.075
1/2			11.037
面積			11.037㎡

No. 2

No.	底辺	高さ	面積
1	7.504	3.058	22.947
2	6.805	1.414	9.622
合計			32.569
1/2			16.284
面積			16.284㎡

No. 3

No.	底辺	高さ	面積
1	12.946	2.916	37.750
2	12.946	2.966	38.397
合計			76.147
1/2			38.073
面積			38.073㎡

No. 4

No.	底辺	高さ	面積
1	2.501	1.712	4.281
2	2.501	1.410	3.526
3	0.589	0.282	0.166
4	2.090	0.915	1.912
5	1.550	0.532	0.824
6	4.043	0.746	3.016
7	4.043	0.746	3.016
8	1.400	0.221	0.309
9	7.511	0.599	4.499
10	16.674	0.692	11.538
11	8.268	0.064	0.529
12	15.840	0.278	4.403
合計			38.019
1/2			19.009
面積			19.009㎡

No. 5

No.	底辺	高さ	面積
1	15.334	6.606	101.296
2	7.500	3.380	25.350
3	15.334	3.055	46.845
4	40.119	2.965	118.952
5	40.119	2.909	116.706
6	22.117	0.710	15.703
7	3.107	0.072	0.223
8	82.768	0.150	12.415
9	82.767	1.757	145.421
10	4.882	0.221	1.078
11	81.282	2.269	184.428
12	104.874	0.628	65.860
13	15.202	0.001	0.015
合計			834.292
1/2			417.146
面積			417.146㎡

合計面積

No.	各面積
1	11.037
2	16.284
3	38.073
4	19.009
5	417.145
総面積	501.548㎡

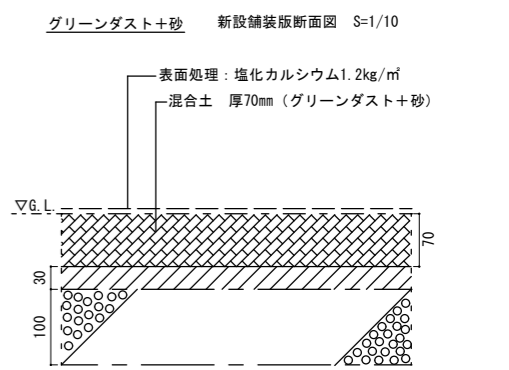
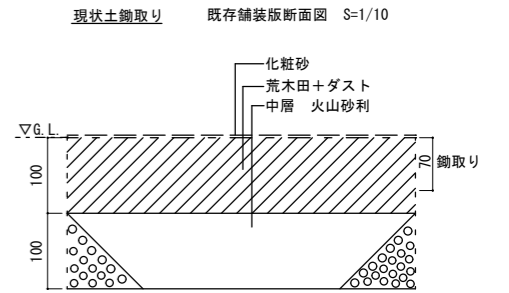
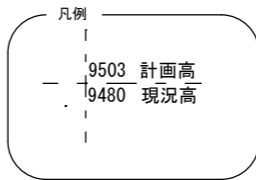
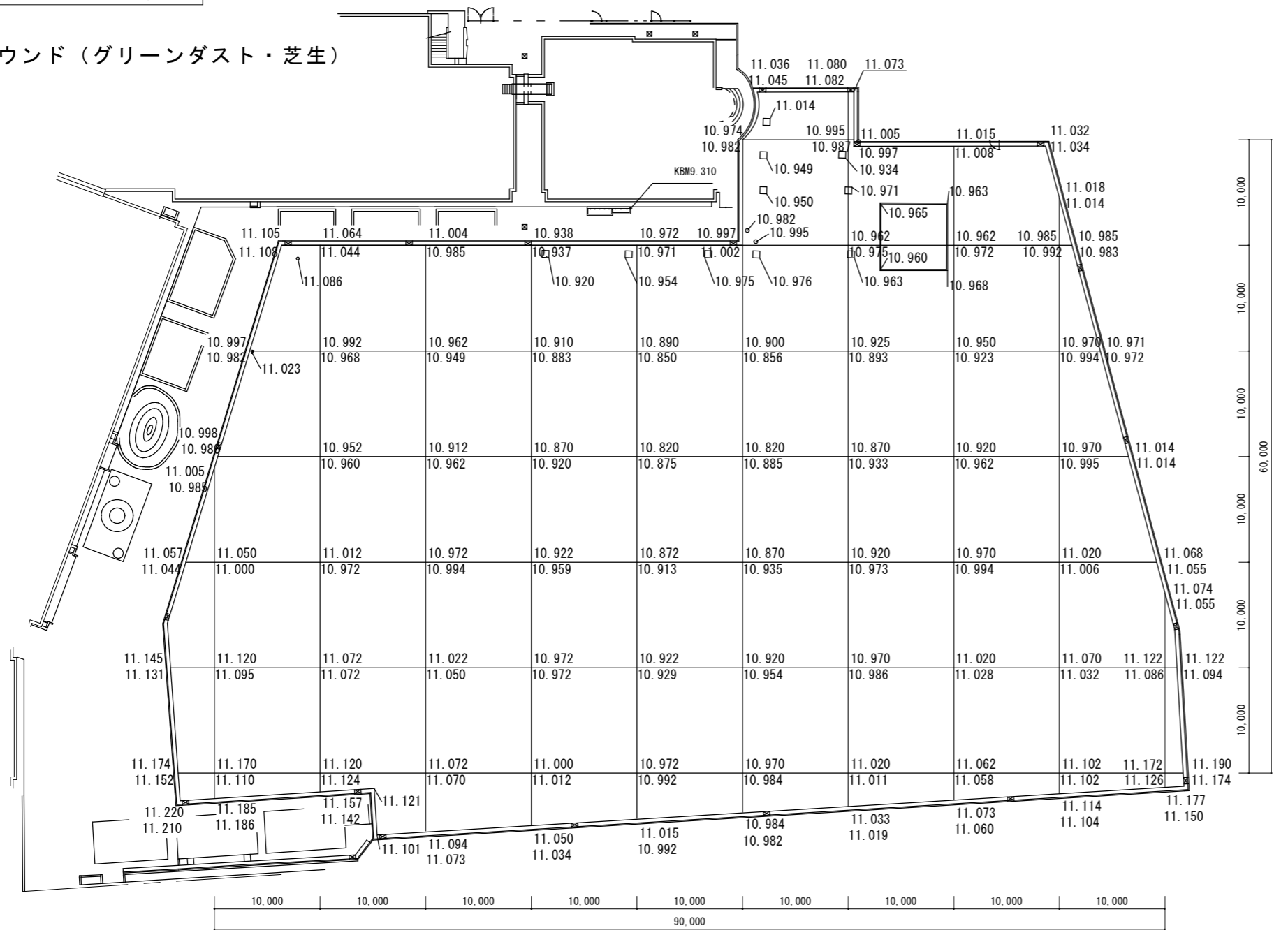
求積図 (防草土・土系舗装新設) S=1/400

No. 5 拡大図 S=1/300

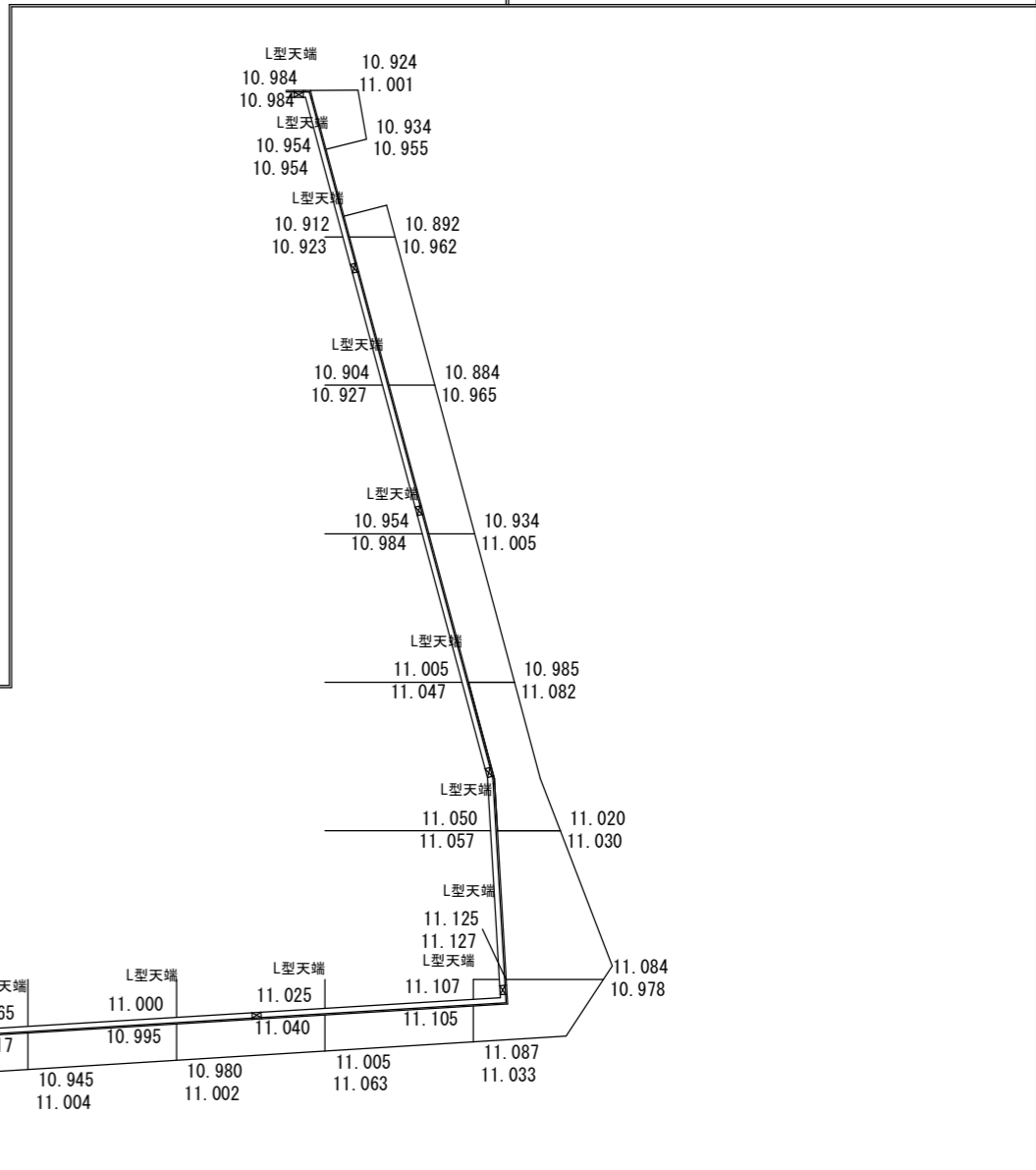
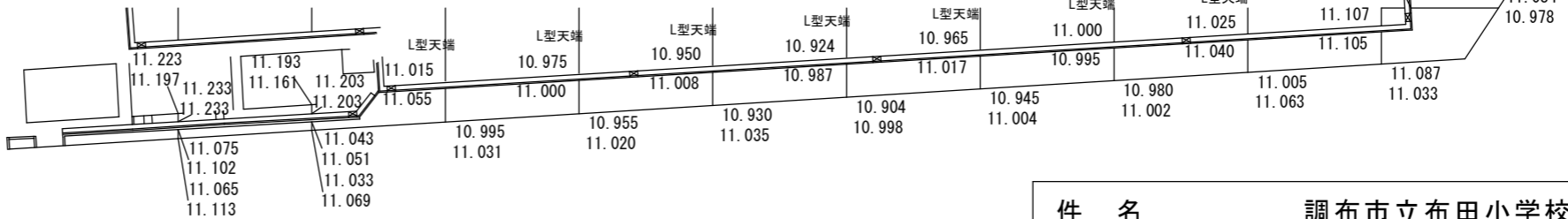
No. 4 拡大図 S=1/100

件名	調布市立布田小学校校庭整備工事	
求積図 (防草土新設) (土系舗装新設)	S=1/400 S=1/300 S=1/100	令和8年度 令和8年5月 調布市総務部営繕課
		No. A-07

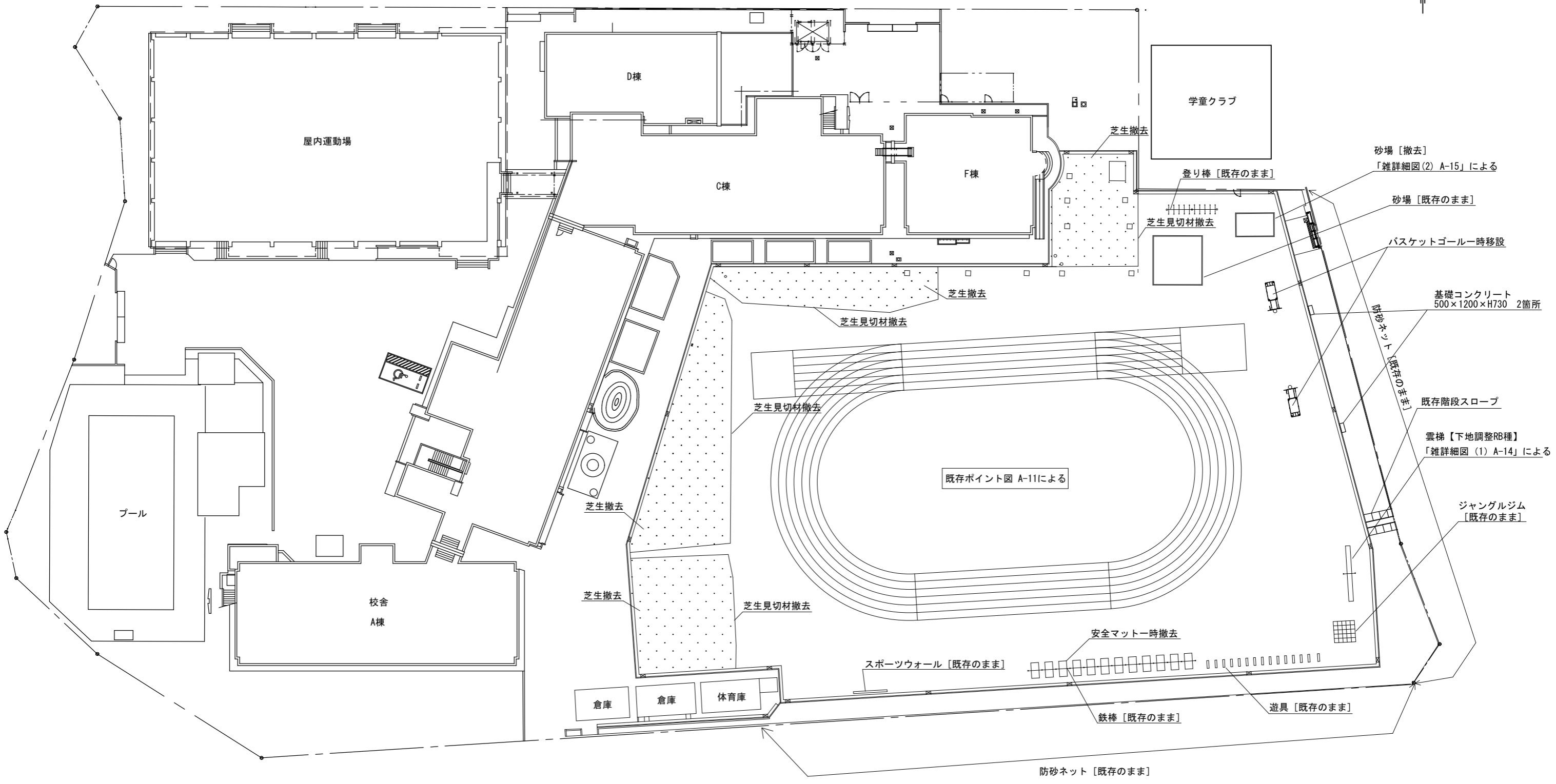
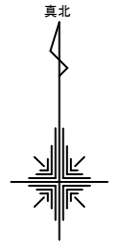
グラウンド (グリーンダスト・芝生)



植樹帯 (土系舗装部)



件名	調布市立布田小学校校庭整備工事		
勾配計画図	S=1/10 S=1/500	令和8年度 令和8年5月	No A-08
		調布市総務部営繕課	

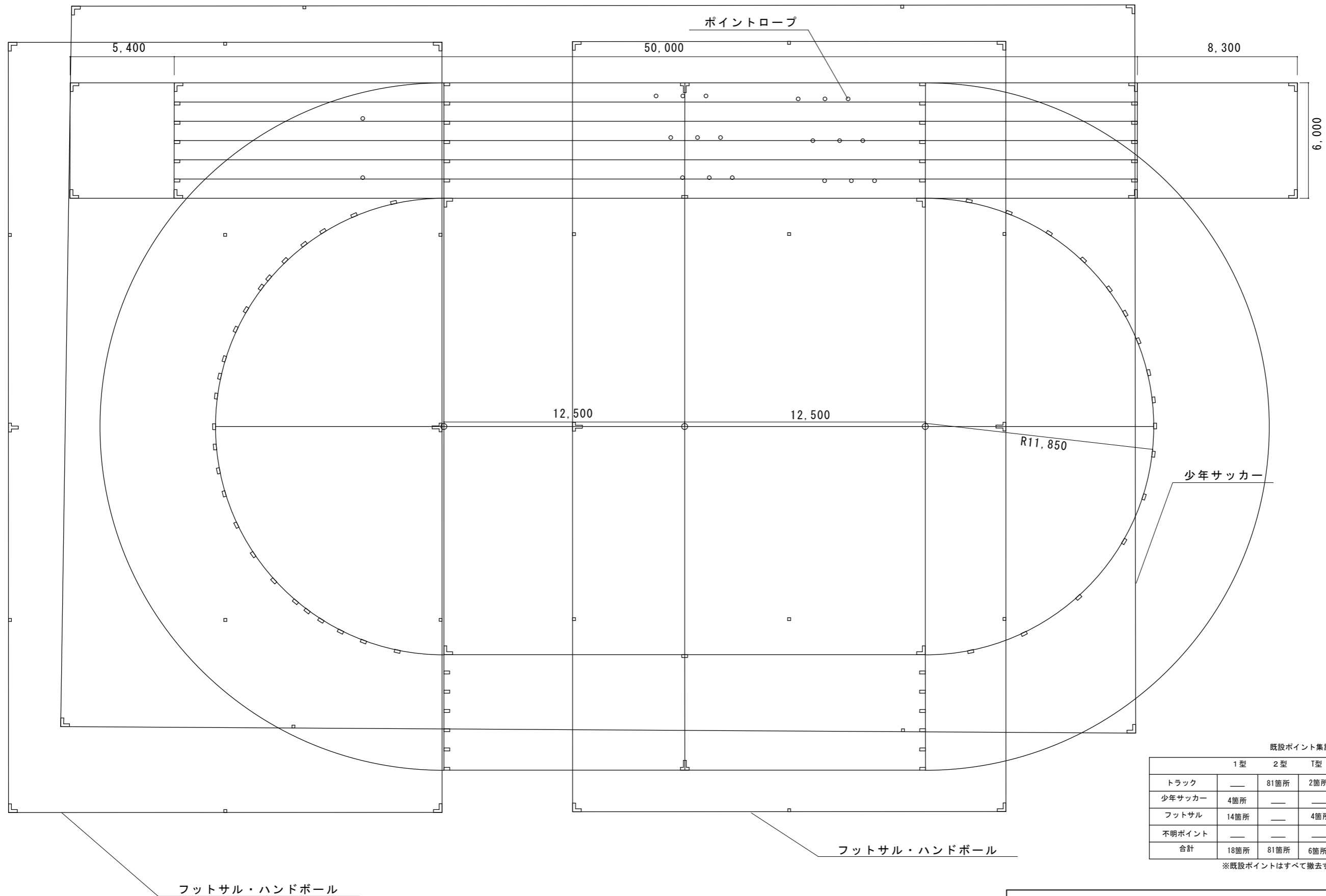


平面図 (改修前) S=1/500

凡例  
[点線]: 芝 [撤去] 範囲を示す

件名	調布市立布田小学校校庭整備工事		
平面図 (改修前)	S=1/500	令和8年度 令和8年5月	No A-09
		調布市総務部営繕課	





- 凡例
- : 1型
  - : 2型
  - ┌ : T型
  - └ : L型
  - : 丸型

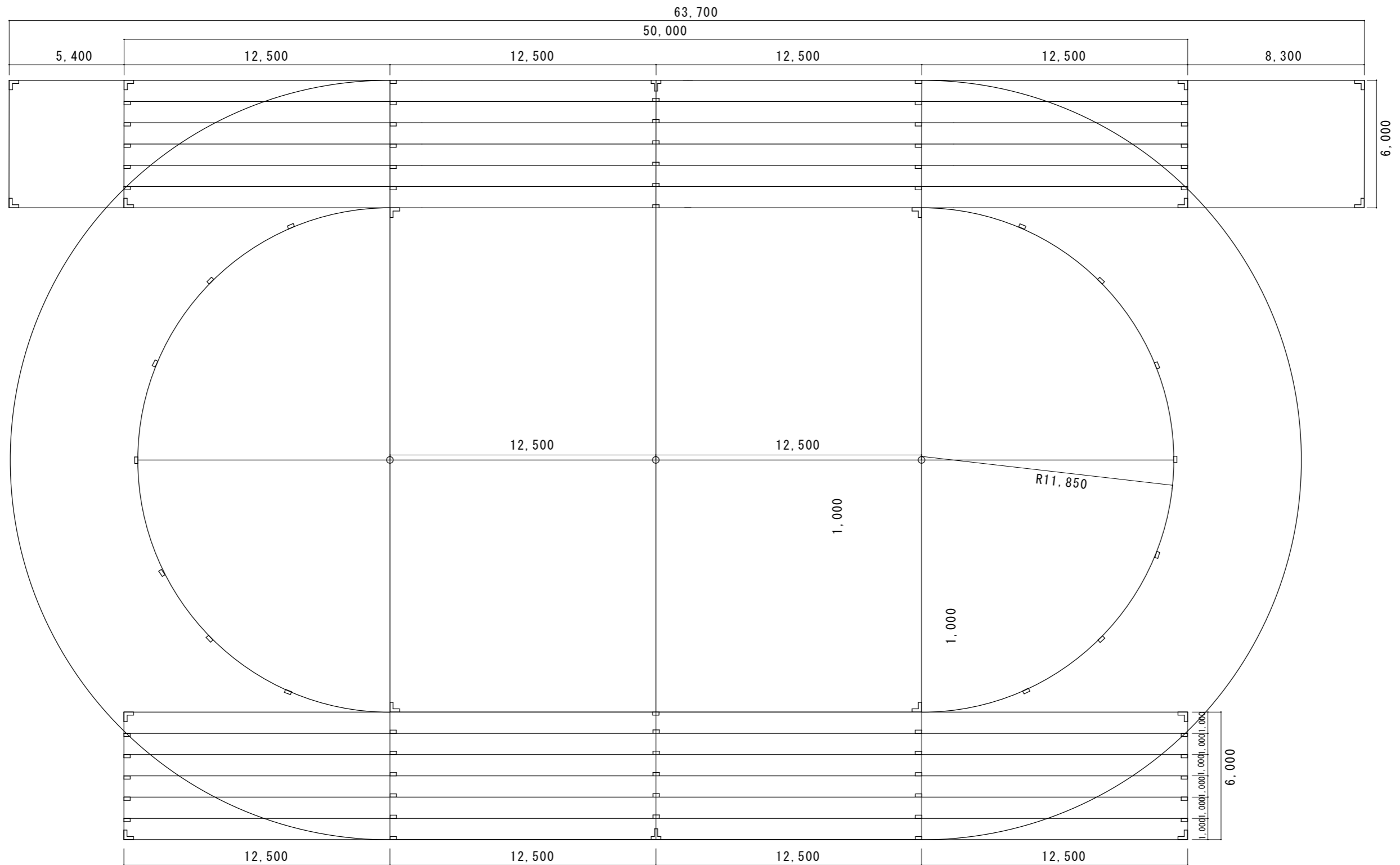
既設ポイント集計表

	1型	2型	T型	L型	丸型	ポイント杭
トラック	—	81箇所	2箇所	8箇所	3箇所	—
少年サッカー	4箇所	—	—	4箇所	—	—
フットサル	14箇所	—	4箇所	7箇所	—	—
不明ポイント	—	—	—	—	—	19箇所
合計	18箇所	81箇所	6箇所	19箇所	3箇所	19箇所

※既設ポイントはすべて撤去する。

既存ポイント図 S=1/200

件名	調布市立布田小学校校庭整備工事	
既存ポイント図 S=1/200	令和8年度 令和8年5月	No
	調布市総務部営繕課	A-11



- 凡例
- : 2型
  - T : T型
  - L : L型
  - : 丸型

新設ポイント集計表

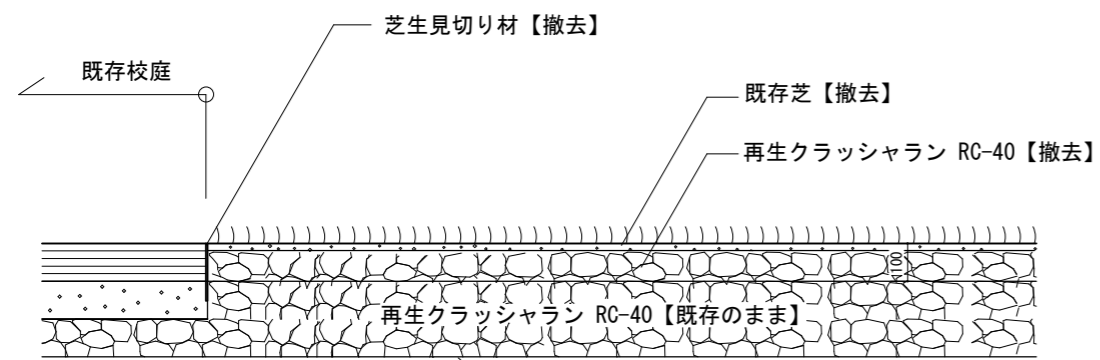
	1型	2型	T型	L型	丸型	ポイント杭
トラック	—	70箇所	2箇所	16箇所	3箇所	—

※色、配置は監督員と協議により決定する。

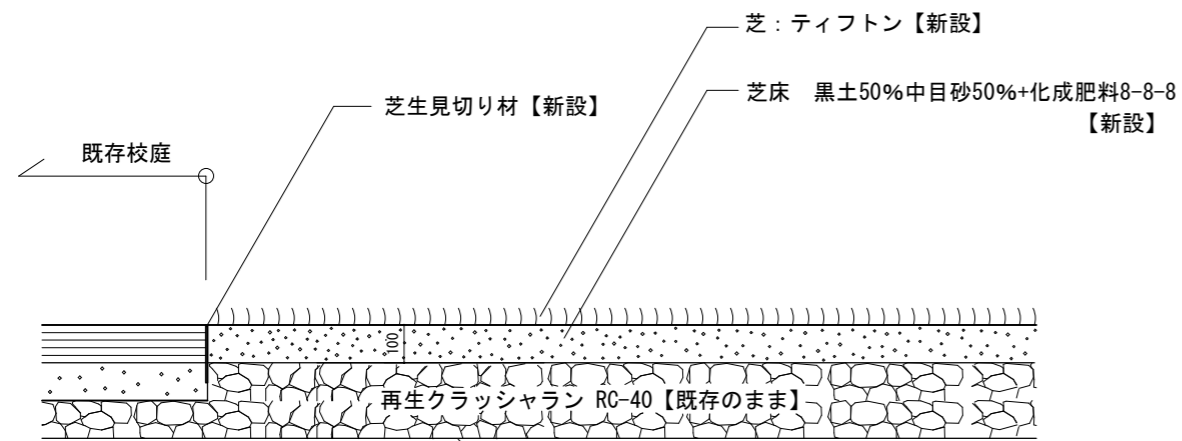
新規ポイント図 S=1/200

件名	調布市立布田小学校校庭整備工事	
新規ポイント図 S=1/200	令和8年度 令和8年5月	No
	調布市総務部営繕課	A-12

No. 1 芝張替断面図 S=1/20

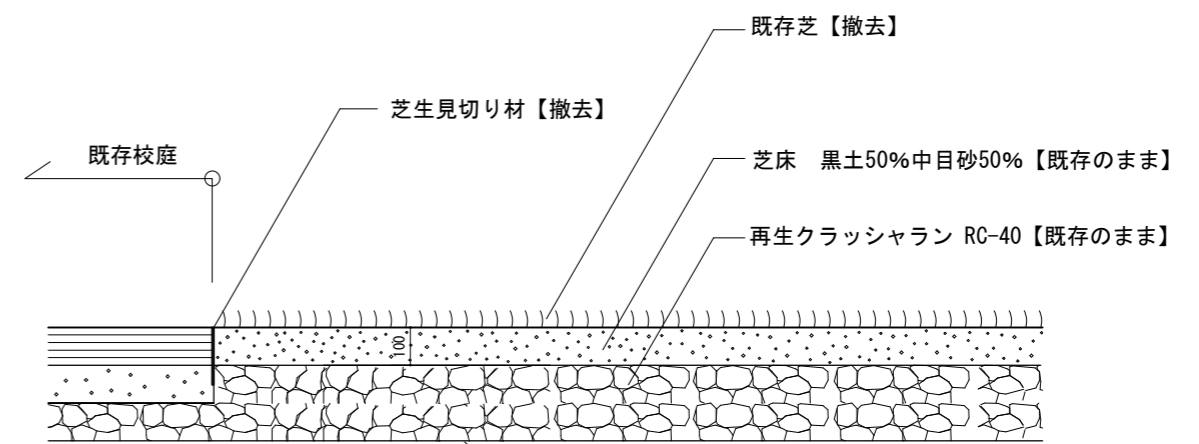


改修前

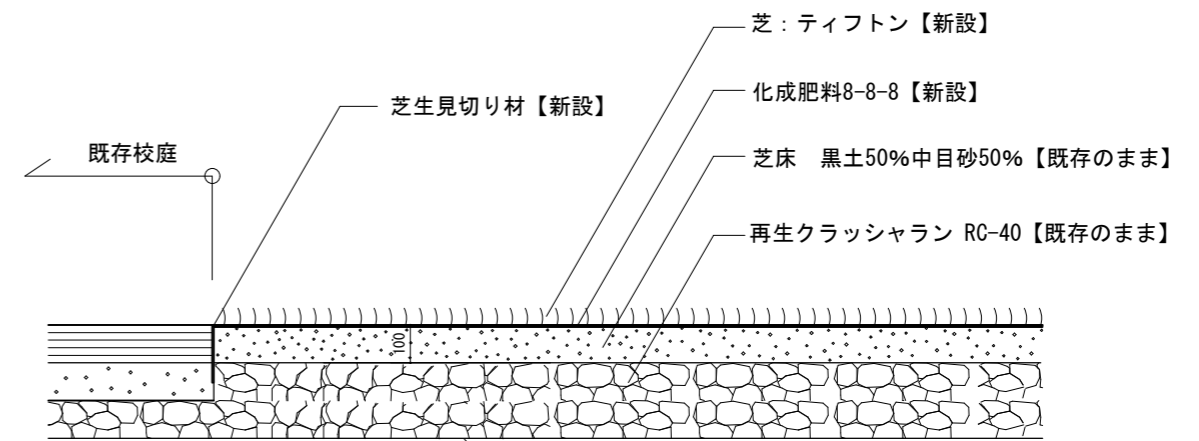


改修後

No. 2 ~ 4 芝張替断面図 S=1/20

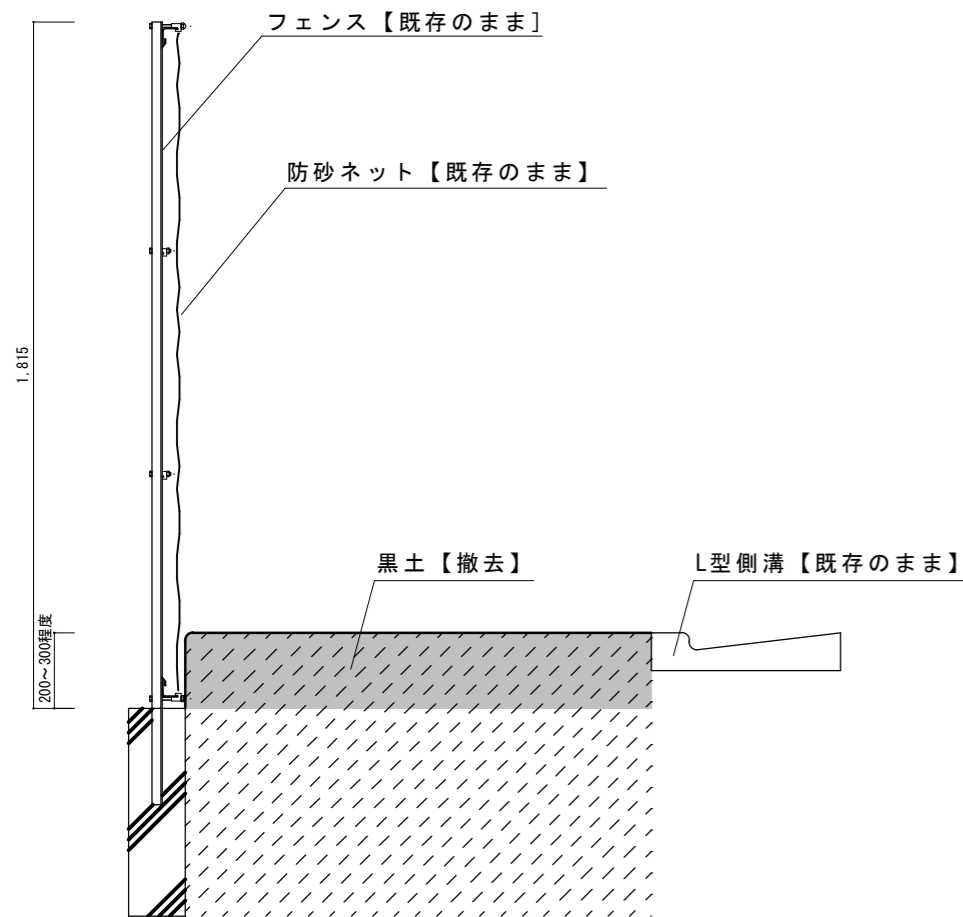


改修前

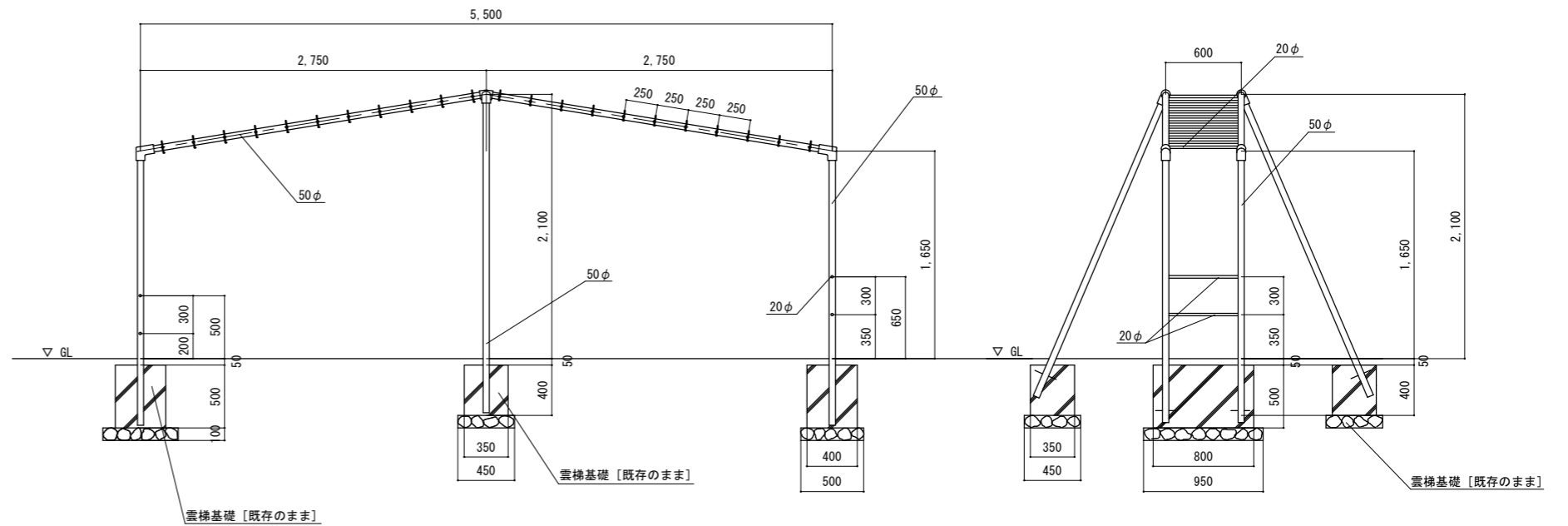


改修後

件名		調布市立布田小学校校庭整備工事	
芝張替断面図	S=1/20	令和8年度 令和8年5月	No A-13
		調布市総務部営繕課	

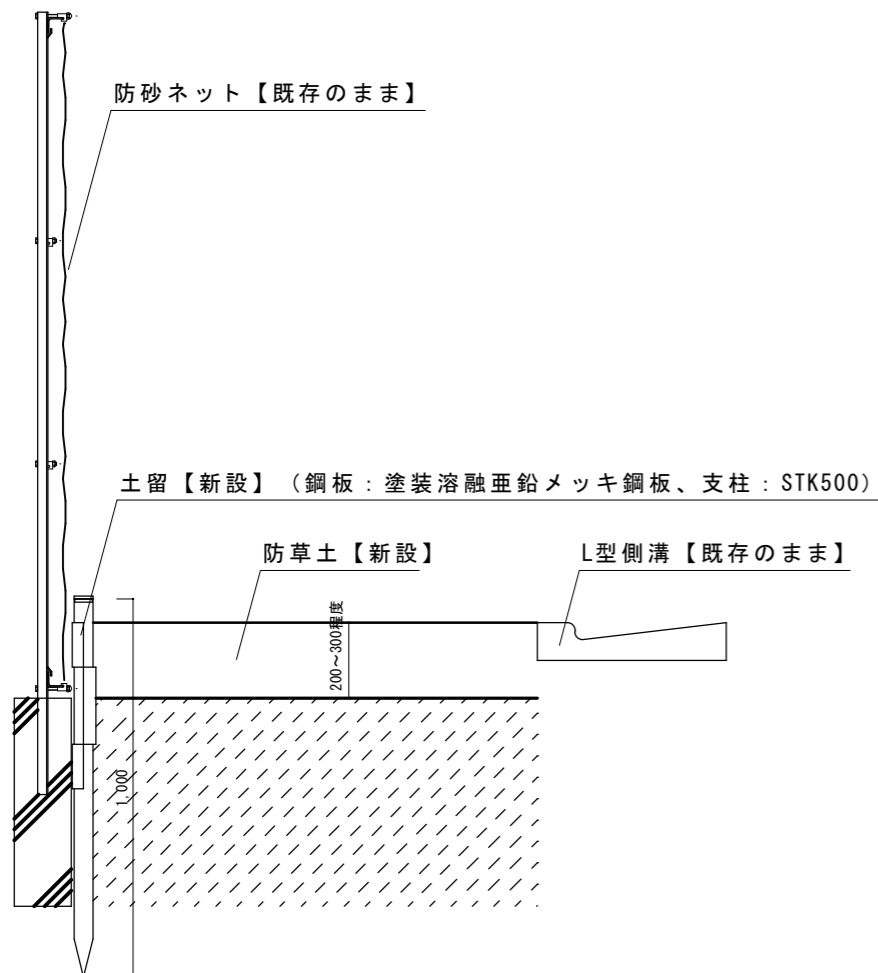


簡易土留図(既存) S=1/20

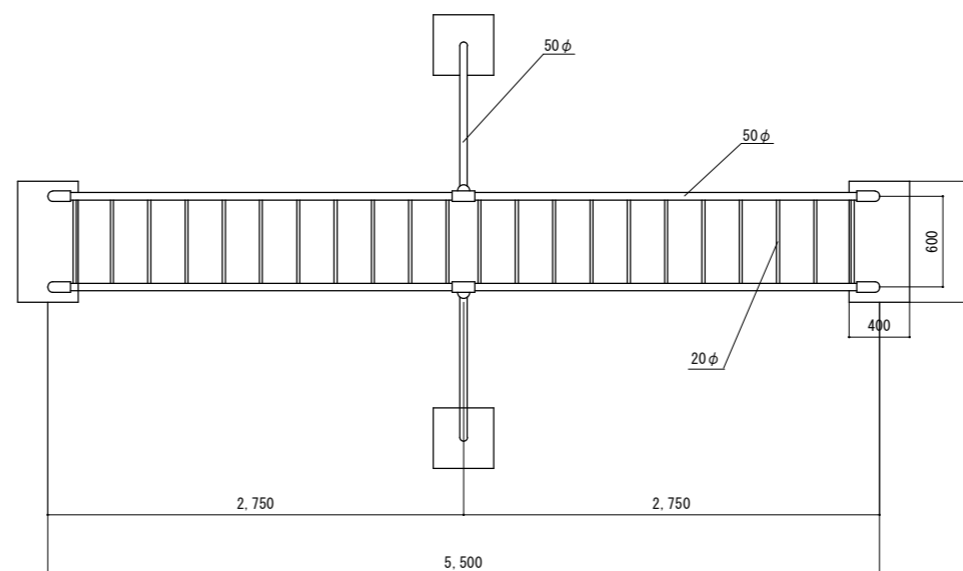


雲梯立面図 S=1/50

雲梯側面図 S=1/50



簡易土留図(改修後) S=1/20



雲梯平面図 S=1/50

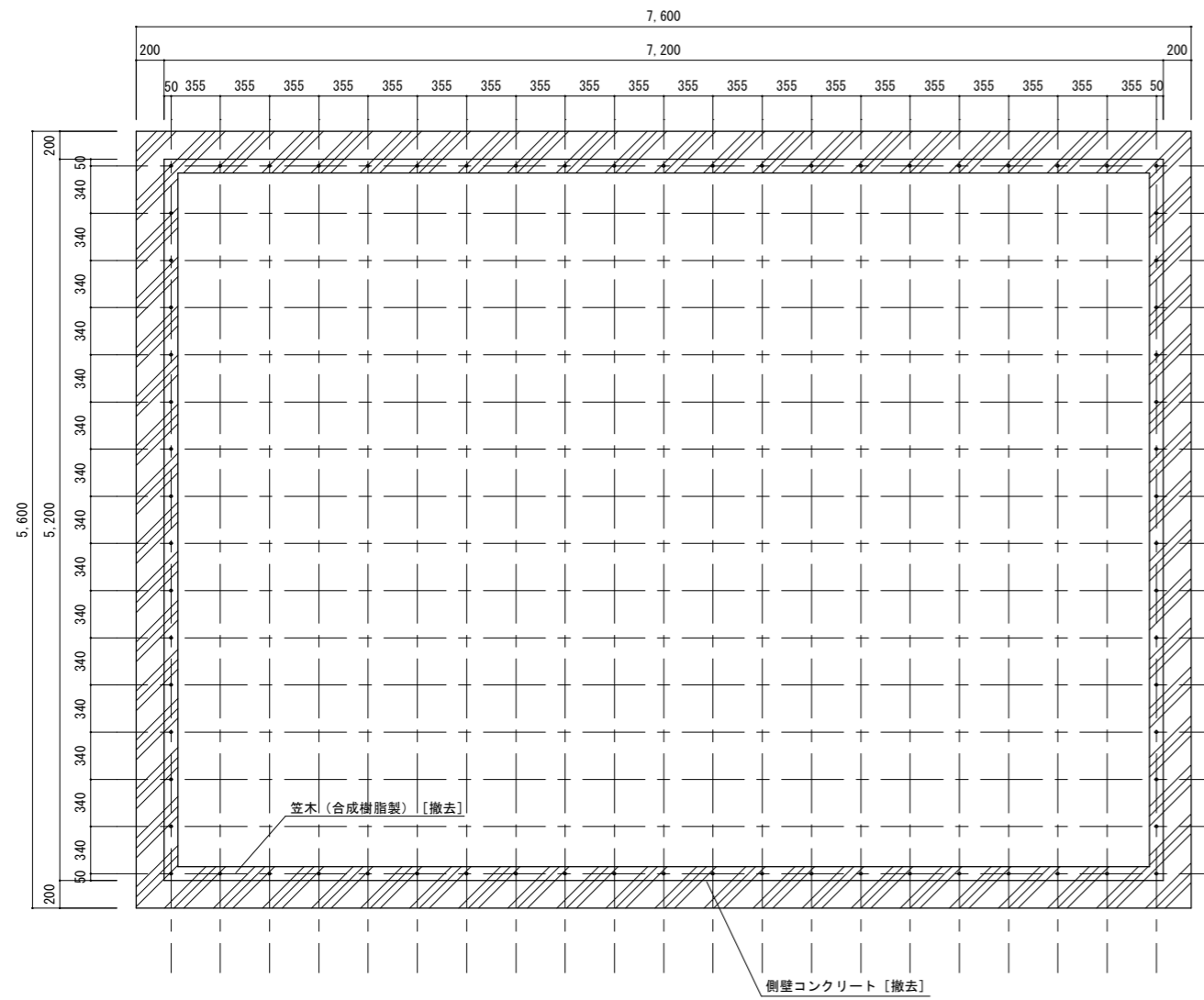
※雲梯は塗装改修とする。  
下地調整(RB種)の上、DP塗装【新設】とする。

件名 調布市立布田小学校校庭整備工事

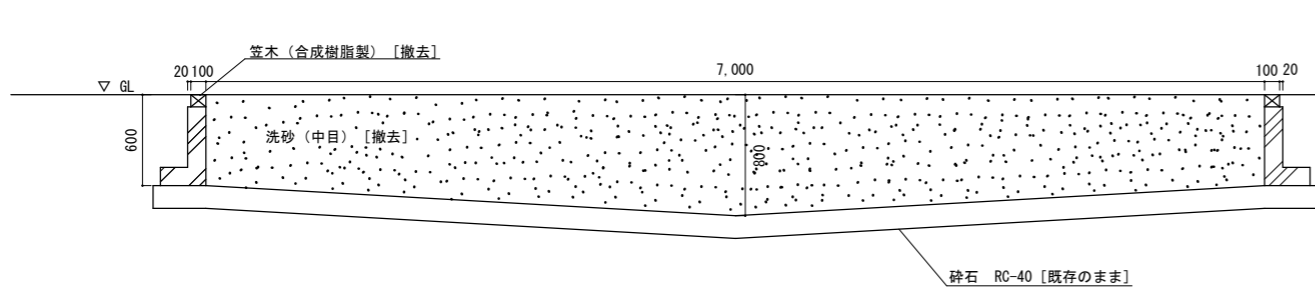
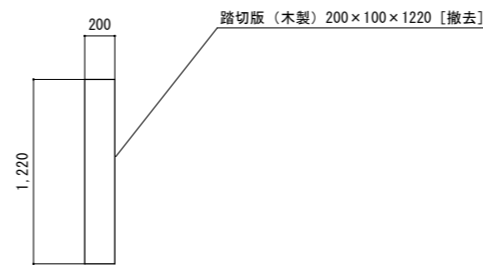
雑詳細図(1) S=1/20  
S=1/50

令和8年度 令和8年5月  
調布市総務部営繕課

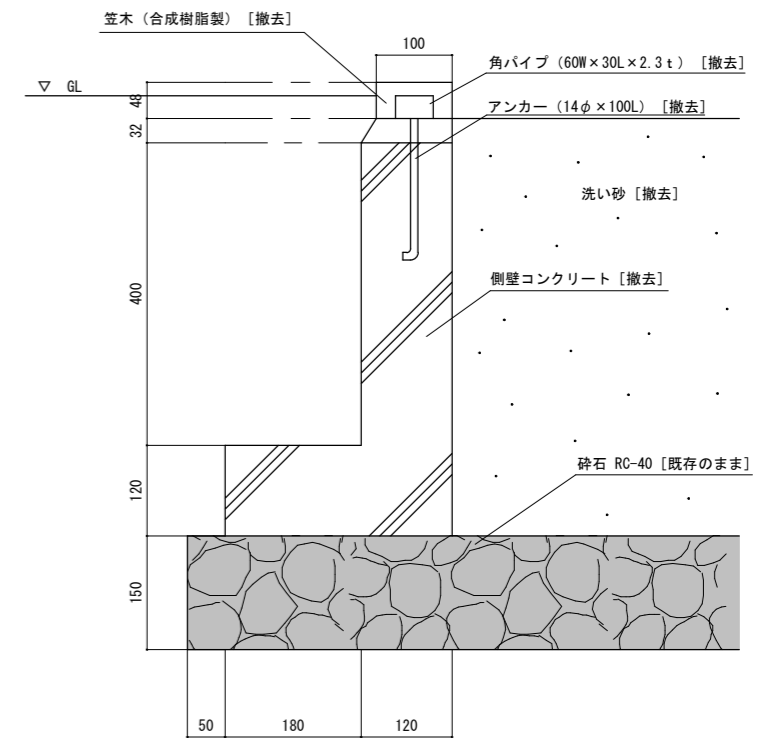
No  
A-14



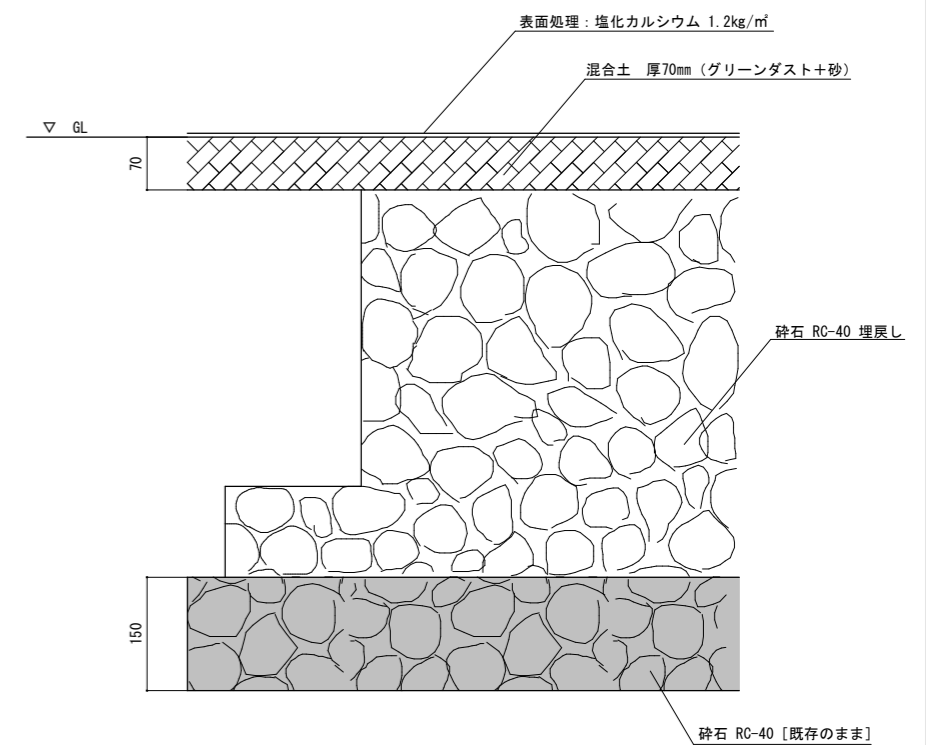
砂場平面図 S=1/50



砂場断面図 S=1/50



砂場枠断面図 (既存) S=1/10



※特記なき限り、全て撤去とする。

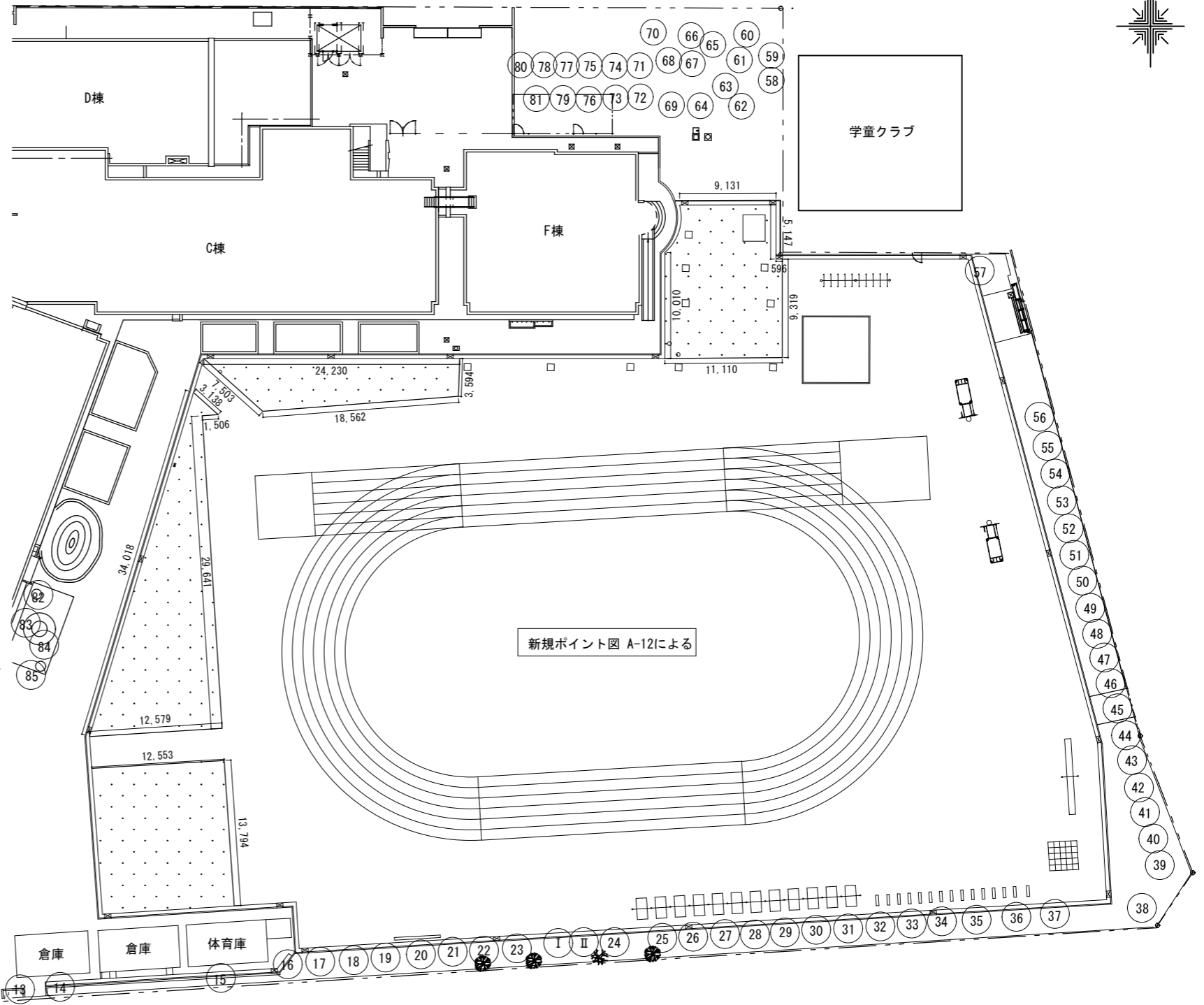
砂場枠断面図 (改修後) S=1/10

件名		調布市立布田小学校校庭整備工事	
雑詳細図 (2)	S=1/50	令和8年度	令和8年5月
	S=1/10	調布市総務部営繕課	
			No. A-15

樹木リスト表

樹種名(分類)	高さ(m)	幹周り(m)	施工方法	備考	樹種名(分類)	高さ(m)	幹周り(m)	施工方法	備考
クスノキ(常緑広葉樹)	7.0	1.24	基本せんだ		クスノキ(常緑広葉樹)	9.0	1.13	基本せんだ	
スダジイ(常緑広葉樹)	5.0	0.71	基本せんだ		クスノキ(常緑広葉樹)	9.0	1.03	基本せんだ	
クスノキ(常緑広葉樹)	7.0	1.38	基本せんだ		ウバメガシ(常緑広葉樹)	3.0	0.54	基本せんだ	
スダジイ(常緑広葉樹)	5.0	0.54	基本せんだ		クスノキ(常緑広葉樹)	9.0	1.21	基本せんだ	
クスノキ(常緑広葉樹)	5.0	0.95	基本せんだ		イチヨウ(針葉樹)	9.0	1.14	基本せんだ	
スダジイ(常緑広葉樹)	5.0	0.75	基本せんだ		クスノキ(常緑広葉樹)	7.0	1.28	基本せんだ	
スダジイ(常緑広葉樹)	5.0	0.98	基本せんだ		ソメイヨシノ(落葉樹)	5.0	1.30	基本せんだ	
クスノキ(常緑広葉樹)	8.0	1.00	基本せんだ		イチヨウ(針葉樹)	9.0	0.85	基本せんだ	
スダジイ(常緑広葉樹)	5.0	0.63	基本せんだ		ユリノキ(落葉樹)	10.0	1.27	基本せんだ	
クスノキ(常緑広葉樹)	10.0	1.71	基本せんだ		クスノキ(常緑広葉樹)	6.0	1.00	基本せんだ	
ヤマザクラ(落葉樹)	5.0	3.25	基本せんだ		イチヨウ(針葉樹)	10.0	0.66	基本せんだ	
ケヤキ(落葉樹)	10.0	2.05	基本せんだ		ソメイヨシノ(落葉樹)	8.0	1.85	基本せんだ	
クスノキ(常緑広葉樹)	7.0	1.32	基本せんだ		クスノキ(常緑広葉樹)	10.0	1.13	基本せんだ	
クスノキ(常緑広葉樹)	8.0	1.48	基本せんだ		ウメ(落葉樹)	3.0	0.79	基本せんだ	
クスノキ(常緑広葉樹)	8.0	1.42	基本せんだ		ウメ(落葉樹)	3.0	0.73	基本せんだ	
クスノキ(常緑広葉樹)	7.0	1.22	基本せんだ		ウメ(落葉樹)	3.0	0.65	基本せんだ	
ソメイヨシノ(落葉樹)	4.0	1.35	伐採抜根		ウメ(落葉樹)	3.0	0.55	基本せんだ	
イチヨウ(針葉樹)	5.0	0.80	基本せんだ		ウメ(落葉樹)	3.0	0.74	基本せんだ	
アオギリ(落葉樹)	5.0	0.88	基本せんだ		ウメ(落葉樹)	3.0	0.80	基本せんだ	
アオギリ(落葉樹)	4.0	0.56	基本せんだ		ウメ(落葉樹)	4.0	0.92	基本せんだ	
ソメイヨシノ(落葉樹)	5.0	1.26	伐採抜根		ウメ(落葉樹)	3.0	0.66	基本せんだ	
イチヨウ(針葉樹)	7.0	0.84	基本せんだ		ウメ(落葉樹)	3.0	0.60	基本せんだ	
クスノキ(常緑広葉樹)	5.0	1.15	基本せんだ		ウメ(落葉樹)	3.0	0.77	基本せんだ	
ソメイヨシノ(落葉樹)	6.0	0.95	伐採抜根		ウメ(落葉樹)	3.0	0.88	基本せんだ	
クスノキ(常緑広葉樹)	7.0	1.38	基本せんだ		ウメ(落葉樹)	3.0	0.41	基本せんだ	
ソメイヨシノ(落葉樹)	4.0	1.05	伐採抜根		ウメ(落葉樹)	3.0	0.78	基本せんだ	
イチヨウ(針葉樹)	6.0	0.75	基本せんだ		ウメ(落葉樹)	3.0	0.53	基本せんだ	
クスノキ(常緑広葉樹)	7.0	0.98	基本せんだ		ウメ(落葉樹)	4.0	0.57	基本せんだ	
アオギリ(落葉樹)	5.0	0.92	基本せんだ		ウメ(落葉樹)	4.0	0.46	伐採	枯木
ソメイヨシノ(落葉樹)	5.0	0.83	基本せんだ		ウメ(落葉樹)	4.0	0.88	基本せんだ	
アオギリ(落葉樹)	5.0	0.85	基本せんだ		ウメ(落葉樹)	3.0	0.69	基本せんだ	
クスノキ(常緑広葉樹)	6.0	1.34	基本せんだ		ウメ(落葉樹)	3.0	0.77	基本せんだ	
イチヨウ(針葉樹)	6.0	0.66	基本せんだ		ウメ(落葉樹)	3.0	0.68	基本せんだ	
クスノキ(常緑広葉樹)	7.0	0.94	基本せんだ		ウメ(落葉樹)	3.0	0.70	基本せんだ	
ソメイヨシノ(落葉樹)	6.0	1.90	基本せんだ		ウメ(落葉樹)	3.0	0.70	基本せんだ	
イチヨウ(針葉樹)	6.0	1.07	基本せんだ		シダレウメ(落葉樹)	3.0	0.47	基本せんだ	
ソメイヨシノ(落葉樹)	6.0	1.98	基本せんだ		ウメ(落葉樹)	3.0	0.84	基本せんだ	
ケヤキ(落葉樹)	12.0	2.63	基本せんだ		ハナミズキ(落葉樹)	4.0	0.49	基本せんだ	
クスノキ(常緑広葉樹)	8.0	0.80	基本せんだ		トウネズミモチ(常緑広葉樹)	4.0	0.69	基本せんだ	
ヤマザクラ(落葉樹)	6.0	1.80	基本せんだ		フジ(落葉樹)	3.0	0.67	基本せんだ	
クスノキ(常緑広葉樹)	8.0	1.21	基本せんだ		フジ(落葉樹)	3.0	0.69	基本せんだ	
ソメイヨシノ(落葉樹)	7.0	1.55	基本せんだ		I 切株	1.00		抜根	
クスノキ(常緑広葉樹)	9.0	1.53	基本せんだ		II 切株	0.70		抜根	
ソメイヨシノ(落葉樹)	6.0	1.44	基本せんだ						

：芝生張替(ティフトン芝)



樹木図(改修前・後) S=1/500

記号	樹種名(分類)	高さ(m)	幹周り(m)	数量	単位	備考
	ナンキンハゼ(落葉樹)	3.0	0.10	1	本	二脚鳥居支柱植栽用見切材
	ジンダイアケボノ(落葉樹)	2.0		3	本	二脚鳥居支柱植栽用見切材

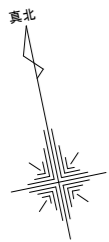
※新設位置については、監督員及び施設側と協議すること。

件名 調布市立布田小学校校庭整備工事

樹木図(改修前・後) S=1/500

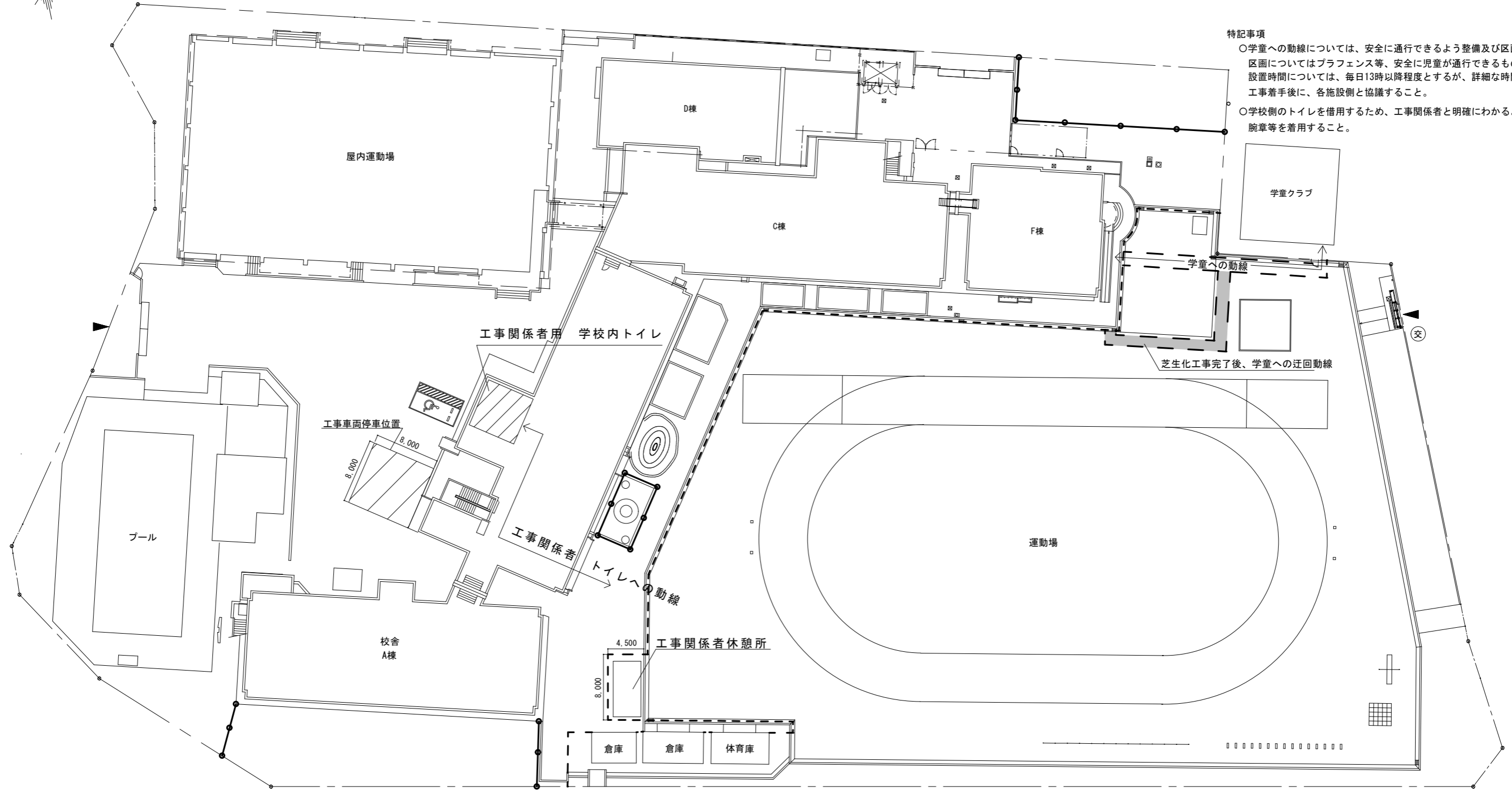
令和8年度 令和8年5月 No A-16

調布市総務部営繕課



共通凡例	
	仮囲い：ガードフェンスH=1,800・目隠しシート・下部巾木、H鋼控え
	仮囲い：カラーコーン区画（樹木剪定作業時のみ設置）
	仮囲い：ブラフェンス区画（学童への動線）
	誘導員
	工事車両搬入口

特記事項  
○学童への動線については、安全に通行できるよう整備及び区画を行うこと。  
区画についてはブラフェンス等、安全に児童が通行できるものとし、設置時間については、毎日13時以降程度とするが、詳細な時間については、工事着手後に、各施設側と協議すること。  
○学校側のトイレを借用するため、工事関係者と明確にわかるよう腕章等を着用すること。



仮設計画図（参考） S=1/500

件名	調布市立布田小学校校庭整備工事		
仮設計画図 （参考）	S=1/500	令和8年度 令和8年5月	No A-17
		調布市総務部営繕課	